

報告第 4 号

専決処分の報告について《公用自動車物損事故（R4.1.26 峰山町杉谷）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 3 月 29 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別記)

専決第4号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月9日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市峰山町杉谷地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和4年1月26日、公務を終えた健康長寿福祉部の職員が職員駐車場に駐車し、公用車から降りるため、運転席のドアを開けたところ、強風にあおられた公用車のドアが隣に駐車されていた相手方の左サイドミラー及び助手席ドアに接触し、擦り傷などの損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 188,106円

3 損害賠償の相手方 京丹後市網野町在住 個人